information 情報館 information

パブリックコメントの結果を公表

■所沢市次世代育成支援後期行動計画（案）

公表日　２月５日(金)～

公表方法　市HP、市役所２階こども支援課、同１階市政情報センター、公民館、所沢出張所、新所沢コミュニティセンター、狭山ヶ丘コミュニティセンター、男女共同参画推進センターふらっとで閲覧

問こども支援課☎２９９８－９１２４

お気軽に〝ふらっと〟相談してみませんか

女性のさまざまな悩み事の解決のために、左記の４つの相談を実施しています。ふらっとの女性相談員があなたの思いをお聞きします。秘密は厳守します。

■電話相談

とき　毎週／月・水・金曜日午前10時～午後４時

直通電話　☎２９２１－２３３３

■法律相談（予約制）

とき　毎月／第２火曜日午後２時～６時

■何でもききます相談（ＤＶ・性別による権利侵害等に関する相談など）

とき　毎週／水曜日午前10時～午後４時

■カウンセリング相談（予約制）

とき　毎月／▼第１火曜日午前10時～午後４時▼第２火曜日午後２時～８時▼第３・４火曜日午前10時～午後５時

申問男女共同参画推進センターふらっと☎２９２１－２２２０

平成22・23年度小規模事業者登録申請の受付

市が発注する小規模な修繕等について、契約の見積合わせ等に参加を希望する市内事業者の登録を受け付けます。

現在登録されている方も、３月31日で登録期間が終了しますので、改めて申請が必要です。

登録資格　個人は所沢市に住民登録を有する方、法人は所沢市に主たる事業所を有し、かつ、その代表者が所沢市に住民登録されている方で、次のいずれにも該当しない方

- 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ていない方
- 所沢市の入札参加資格者名簿に登載されている方
- 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- 市税を滞納している方

申請書類等の配布　２月１日(月)から市役所４階契約課で配布

◎市HPからも入手できます。

受付日時　２月８日(月)～19日(金)（土・日曜日、祝休日を除く午前９時～11時、午後１時30分～４時）

申問契約課☎２９９８－９０５８

下水道排水設備指定工事店

指定　サクマ建設㈱（山口１４３８－１☎２９２２－６５１５）

問下水道総務課☎２９９８－９２１３

指定給水装置工事事業者

代表者変更　㈱鈴木設備・代表取締役鈴木弘宗（旧…鈴木　昇）

住所、電話番号変更　向洋建設㈱（〒359－1164三ヶ島４－２３１４－１☎２９３６－９７８１）

問水道部給水課☎２９２１－１０８２

「中退金・特退金」の共済掛金補助の申請受付

退職金共済制度に加入し、共済掛金を納付している事業主の方に掛金の一部を補助します。

対象の共済制度　▼中小企業退職金共済制度（勤労者退職金共済機構実施）▼特定退職金共済制度（所沢商工会議所実施）

対象の共済掛金　平成18年１月以降に新規加入した事業主で平成21年１月から12月まで（共済契約の効果が生じた月を始期として36か月目の月まで）に支払った掛金

補助金額　対象金額の30％以内（予算の範囲内）

◎従業員１人当りの月額掛金が１万円を超える場合の対象金額は、１万円が限度となります。

申問２月12日(金)までに、市役所２階商工労政課に備え付けの申請書を同課〒359－8501並木１－１－１☎２９９８－９１５５へ持参または郵送（２月10日消印有効）

重度心身障害福祉手当制度が変わりました

■超重症心身障害児が新たに対象になりました

重度の肢体不自由および重度の知的障害をあわせ持ち、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要とされる超重症心身障害児に該当される方は、障害児福祉手当を受給していても重度心身障害福祉手当を受給できることになりました。

■65歳以上の新規障害者手帳取得者は、手当額が変わります

４月１日以降65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は、手当額が変わります。

◎なお、平成22年３月末時点で、すでに手当を受給されている方の手当額の変更はありません。

問障害福祉課☎２９９８－９１１６

2月1日(月)は ■市・県民税（第４期） ■国民健康保険税（第７期） の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。
▶ゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る）、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

国民年金保険料納付は口座振替が便利です

毎月末日に前月分の保険料を振り替える「翌月末振替」、毎月末日に当月分の保険料を振り替えると50円割引になる「当月末振替」、１年分または半年分（上半期・下半期）を前払いすると一定の割合で割引になる「前納制度」などを選択できます。

◎平成22年度１年分または上半期６か月分の口座振替前納を希望される方は、２月末日までに金融機関で申し込みが必要です。詳細は、所沢年金事務所（旧 所沢社会保険事務所）へお問い合わせください。

【口座振替の手続き】

手続き先　金融機関等の窓口

必要なもの　①年金手帳や納付書②預（貯）金通帳③通帳届出印④口座振替納付申出書

◎口座振替納付申出書は、金融機関等の窓口や市役所に備え付けてあるほか、納付書にもつづられています。

問所沢年金事務所（上安松１１５２－１）☎２９９８－５４２７

市税の夜間・休日納税窓口

とき　▼夜間…２月１日(月)、24日(水)、25日(木)、26日(金)、３月１日(月)午後５時～８時▼休日…２月28日(日)午前８時30分～午後５時

市税の内訳　市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

ところ　問市役所２階収税課☎２９９８－９０７３

人権問題講演会「いのちのバトン」

差別や偏見のない心の通い合う明るい社会の実現をめざして、人権に関する講演会を開催します。

とき　２月16日(火)午後１時40分開演（午後１時開場）

ところ　市民文化センターミューズ小ホール

演題　いのちのバトン～にんげんだもの　父みつをの書について～

講師　相田みつを美術館館長・相田一人さん

◎会場へ直接お越しください。手話通訳がつきます。

問人権推進・男女共同参画室☎２９９８－９１５０

消費者トラブル注意報

消費生活センター　（旧市庁舎２階）
相談日　月～金曜日（祝日を除く）
相談時間　午前10時～11時30分、午後１時～３時30分
相談専用電話　☎2926-0999

【トラブルＱ＆Ａ　㉘】
～宅配便で届けられたものが壊れていた！～

■相談します

商品を購入して宅配便で届けてもらいましたが、包みを開けてみると壊れていました。どんな請求が出来るのでしょうか。

■お答えします

法律上商品が、特定物か不特定物かによって取り扱いが異なります。

特定物とは、物の個性に着目したもので、どこにも代替物が存在しない物を言います。例えば、芸術品や骨董品などです。この特定物が、何者かの不注意によりそのものが壊れた場合は、その者に対して、債務不履行責任、あるいは不法行為責任に基づいて損害賠償請求が出来ますが、地震などの不可抗力によりその物が壊れた場合は、誰に対しても損害賠償請求はできません。しかも、この場合、買主の代金支払い義務は免除されません。

一方、不特定物とは、その物の個性ではなく種類に着目した物であり、代替物が存在する物をいいます。例えば、大量生産品のテレビなどです。この不特定物については、その物が壊れていても、代替物が存在するので、壊れていない別の物へ取り替え請求が出来ます。この取替請求は、その物が何者かの不注意により壊れた場合だけでなく、不可抗力により壊れた場合でも可能です。また、買主は、壊れていないものが届くまでは何度でも取替え請求できますし、それまでは代金支払い義務はありません。

なお、その物が、何者かの不注意により壊れたとしても、その者に対して、債務不履行責任、あるいは不法行為責任に基づいて損害賠償請求はできません。

【情報館】●特にことわりのないものは2月1日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

◆ファックスでの問い合わせを希望する方は、広報課（FAX2994-0706）へファックスしてください。